

令和6年3月28日

公益財団法人
北海道民生委員児童委員連盟
会 長 佐 川 徹 様

民児協のあり方検討委員会
委員長 鳥 居 一 頼

令和5年度民児協のあり方検討委員会答申書

本委員会に諮問がありました6つの事項につきまして、今年度は4回にわたり委員会において検討を重ねてまいりました。令和5年度期中で着手することが望ましい事項は、すでに中間答申したところですが、答申したすべての事項にわたって貴連盟事業として取り組みに着手していることに対し、敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、本委員会設置要綱第7条第1項に基づき、本委員会において整理した民生委員児童委員（以下、「民生委員」）を取り巻く今日的課題を踏まえながら、年度末のまとめとして以下の内容をもって答申いたしますので、ご高配のほどよろしく申し上げます。

記

1. 諮問を受けた事項

- (1) 支え合う民児協づくりを目的とした民児協運営のあり方の研究および提案に関する事項
- (2) 民生委員児童委員の研修のあり方の研究および提案に関する事項
- (3) 民生委員児童委員のなり手不足の課題に関する研究および提案に関する事項
- (4) 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の進捗状況の評価に関する事項
- (5) 道民児連市町村民児協活性化事業モデル指定民児協の選考に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

2. 委員会委員の氏名等（敬称略）

役 職	氏 名	所 属	選出区分
委員長	鳥居 一頼	地域福祉アドバイザー	学識経験者
副委員長	馬淵 一	北海道民生委員児童委員連盟理事	道民児連理事
委 員	松田 尚美	富良野市民生委員児童委員協議会会長	住民支え合いマップ実践者
〃	篠原 辰二	(一社)ウェルビーデザイン理事長	福祉人材育成事業関係者
〃	藤江 紀彦	登別市社会福祉協議会常務理事・事務局長	社会福祉協議会関係者
〃	柴田 淳	旭川市民生委員児童委員連絡協議会事務局長	民児協事務局担当者
〃	長谷川 稔	北海道民生委員児童委員連盟常務理事	道民児連理事

3. 本委員会において整理した民生委員活動に関わる課題の今日的背景

- コロナ禍での活動は様々な制約のある中、調査結果を見る限りでは民生委員の使命感やその活動も怯むことなく、その状況の中で真摯に取り組んできた事実は明白であり、敬意と感謝を申しあげたい。
- これらの経過において、今後も民生委員および民生委員児童委員協議会(以下、「民児協」)の活動や社会的役割は地域福祉を推進する上で重要な存在であることが再確認された意味は大きい。当たり前にしてきた活動を日常の暮らしに馴染ませることこそが、共感的理解と承認を得ることであると確信する。
- これらの意識改革が、これからの民生委員活動への意欲を喚起し、継続的な活動へと導く契機となるよう、さらなる単位民児協のあり方について研究や事業推進を通して検討し、改善を図らねばならない。
- 欠員の問題について、次期一斉改選時にさらなる深刻な事態が予想されることは承知している。定数は正や担当区域設定の問題を、単位民児協で俎上にのせるための話題づくりも急がねばならない。一斉改選までのモデルスケジュールづくりについては、すでに本委員会でも協議されており、具体的な展開が求められる。
- 単位民児協の組織運営に関わる事務局体制も、前述の課題と強く連動する事案である。特に行政担当者の問題意識のあり方で左右される点は否定できない。本委員会の提案により開催された民児協事務局職員研修会では、事務局職員の研修ニーズが充足され、次年度以降の継続開催もその目処が立ったことを評価している。正しい理解と課題追及の道筋を立てなければ、策は遅きに失する。
- 能登半島地震は社会に大きな衝撃を与えたが、災害に備える活動実践は今後も蔑ろにしてはならないことの警鐘を打ち鳴らした。普段の暮らしの中にこそ、防災や減災の工夫が詰まっている。旭川市において展開されたモデル指定事業の実践は、普段着の活動を行政や町内会、そして地域との連携や連動することで、より確かな活動になることを証明した。災害は常に身近にある。大丈夫ということはない。しかし、大丈夫という環境づくりに手抜きはできない。その担い手の一人としての民生委員の果たすべき役割を再認識し、勇気づけ、活動を促す発信を今後も為さねばならないと自覚したい。
- 災害に立ち向かう為にも、「住民支え合いマップ」を無視してはならない。まさに日常的に防災・減災も含めた支援を意識していないと、いざという時に動けない。富良野市民児協では、災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの改訂にともない、定例会で読み合わせをしている。それくらいしないと、意識の醸成や維持は難しい。発災時には、活動に関する冊子、住民支え合いマップ、一人暮らし高齢者調査票をもって、避難所に行けるようにすることなど、民児協内で発災時の行動基準を定め申し合わせている。
- 住民支え合いマップの取り組みについて、貴連盟がこれまでと同じ方法で普及・啓発を図るのでは立ち行かなくなることを危惧している。災害対策も含めてマップの取り組みを浸透させたいのであれば、行政や関係機関・団体などとの協働が必要である。さらに全道的な取り組みにも温度差があり、その仕組みもマップづくりの目的に合致したマップの特性を活かされた取り組みであるかどうかについても検証が必要であろう。長期間にわたり、活動指針の基底に据えてきた事業そのものの検証を急がねばならない。能登半島地震はそのこと促している。
- 民生委員は地域の中でいろいろなネットワークをもって活動している。地域の歯車に民生委員がかみ合っているということを示すことで、ロールモデルを提案していくことが必要ではないか。特に社会福祉協議会においては、要支援者への支援活動は盛んだが、民生委員との接点に関しては弱いと指摘される。登別市社会福祉協議会では、あらゆる支援事業において民生委員との接点をもつように心掛けている。行政が情報を出せない

ときに、民生委員へ対象者氏名だけ情報提供するという同意を得て、そのケースは民生委員につなげている。生活困窮の支援や、見舞金の支給を含めていろいろな取り組みがある。そうすることで、民生委員の存在感が地域の中で増し、民生委員にとっても今まで見えていなかった住民とつながることができて、新しい動きが生まれる。新しいことを始めるということではなく、今、足元にあることを紡ぎ直すことの重要性を本委員会の中でも議論したい。

- 現場を見てもらわなければ分からないことがある。民生委員自身が当事者の立場で、感じたことを伝えなければならない。時間の制約で省いてはいけなことを議論していない、実践しているのは私たち民生委員だからそれをいかにつなげるか、この点を委員会では丁寧に取り扱ってほしいという、委員の言葉を真摯に受け止め、現場を見つめ、共感的理解と課題認識を育みながら、本委員会の運営に当たらねばならないことを肝に銘じ、貴連盟とともに民生委員活動の一助となるよう努力して参りたい。

4. 本委員会の答申内容

(1) 提案事項1「活動指針に関する取り組み実践事例集の作成について」

諮問事項のひとつである第3次北海道民生委員児童委員活動指針（以下、「活動指針」）に関することについて、本委員会としても十分な取り組みがなされていないことから、進捗状況の評価に及ばないことが危惧される。

その解決のひとつの方法として「市町村民児協活性化事業におけるモデル指定民児協の選考」を諮問されている本委員会としても、事業の内容に着目しつつ、経過を含めモデル指定終了後の報告に関連する活動指針の内容と評価、そして課題等について記載するよう提案したい。

その報告書を「実践事例集」として取りまとめつつ、活動指針の評価について言及することが必要不可欠であると考え。そして、「実践事例集」を発行するのはあくまでも手段であり、それを通して広く第3次活動指針についての取り組みの強化と意識啓発及び改善を図らなければならないことは言うまでもない。発行部数が少ないため全民生委員に実践が伝わらないなど、普及・啓発にあたっての各種課題は存在するが、その上で、目的意識をもった活動を再構築することが急務であると考え。

(2) 提案事項2「協働を意図した福祉専門職を対象とする啓発研修について」

民生委員と協働すべき機関・団体の職員にも民生委員活動に関する正しい認識と協力を得なければならない。しかし、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関・団体や、福祉専門職を対象とした研修事業を、貴連盟が主催し運営するのは現状では困難である。

よって、それぞれの機関・団体等へ積極的に働きかけて、当該団体等が主催する研修事業のプログラムのひとつに、「民生委員」をテーマとして組み込んでもらい、貴連盟役職員を講師として派遣する。また、そのようなカタチでの関係団体との協働性を担保することで、太いネットワークの構築と情報共有の確かさを確立することが可能となろう。民生委員の理解と地域での協働性を確立するための、他機関・団体とのネットワークの実質的な開拓を貴連盟には期待したい。

(3) 提案事項3「新北海道民生委員児童委員活動スタイルの取り扱いについて」

現状確かに第9波のコロナの感染状況にあると指摘されているが、第3版の改訂に向けて、感染症に特化した内容では、すでに当初の危機意識とは乖離していると考え。活動を元に戻すことが求められているが、コロナ禍の中でもポジティブに当事者と活動に向き合ってきた事実はアンケートからも推察される。

よって、「新北海道民生委員児童委員活動スタイル」の改訂は2版を持って終了とするこ

とを提案したい。インフルエンザも含め、今後も新型コロナウイルス感染症の流行は侮れないが、日常的に健康安全に留意しつつ活動が行えるよう意識付けは継続しなければならない。

その意味でも、今度の活動について、「コロナ禍からの再生に向けた民児協運営のあり方」を志向し、感染症予防も包含した「本来あるべき姿に戻していく」というコンセプトをもった提言書を本委員会として作成することを提案したい。

(4) 提案事項 4 「研修視聴覚教材のオンデマンド配信について」

現在の情報ネットワーク環境の整備が進む中、オンデマンド配信の有効性は評価されてよい。環境がある民児協では、内部研修としても従来のDVDでの研修を含め、オンデマンド配信を活用した研修スタイルも、本委員会が求める民児協の研修のあり方とも合致する。是非実現に向けた取り組みを期待したい。

課題は誰を対象にどのようなプログラムを提供するのか。現在取り組んでいる事業内容とも勘案しながら、検討しなければならないと考える。

(5) 提案事項 5 「市町村民児協ヒアリングおよびケーススタディについて」

市町村民生委員児童委員協議会基本調査（以下、「基本調査」）では、全道的な民児協の動向は把握できるが、その裏付けになる事実との突き合わせをしなければならない。地域の抱える課題を正しく認識し、それを元に統計的な数字を活用した傾向と対策を練った戦略を立てなければならない。

そこで、基本調査から抽出された市町村民児協へのヒアリングを実施し事例研究を行うことで、市町村民児協が抱える現状を訴える行政との協議資料として望むことが可能となるであろう。

貴連盟職員だけでは手は回らず、予算措置の問題もあるが、内部委員会として設立された本委員会委員にも、何らかの手助けは可能であると考ええる。実施の実現に向けて前向きに検討されるようお願いしたい。

(6) 提案事項 6 「市町村民児協同士の交流研修の奨励について」

本委員会は、市町村民児協同士の交流研修を奨励する。その事例を研修会などで紹介しつつ、市町村民児協の新しい相互研修のあり方を推進することは、本委員会の趣旨とも合致すると考える。

他市町村を視察研修する場合、一方的に訪問地の実践を拝聴し若干の意見交換で終えるケースが普通であった。しかし、富良野市民児協において実践されている視察研修の受け入れ事例は、新たな相互研修の成果を目の当たりにできる。

視察研修を受け入れ、外部の人間とかかわりをもつことで、地元の委員（受け入れる側）の質的向上が見られたのである。グループワークを通して自分たちの活動を自己評価し直すきっかけや活動への自信、委員としての誇りを実感できたのである。もちろん視察する側の委員にとっても有意義な研修であったことは間違いない。視察研修を受け入れる相互の研鑽意識を高める効果を勘案して、本委員会としてもこれらの実践を奨励していきたい。そのためには、そのような研修の場の開拓も必要であり、かつ情報提供できる体制も必須であると考ええる。

なお、この取り組みに予算措置は必要ないことを申し添えたい。

(7) 提案事項 7 「民生委員児童委員のためのワークショップのすすめの改訂について」

貴連盟では、民生委員児童委員の早期退任傾向改善の手段として、モチベーション向上を図るプログラムを開発し広めることを目的に、令和3年3月に「民生委員児童委員のためのワークショップのすすめ」（以下「テキスト」）を作成、道内の単位民児協会長に配布

した。その後、テキストを使用した模擬プログラムの実施（全道民児協会長・副会長研究協議会）や、ファシリテーター養成を目的としたプログラムの教材（地方版中堅民生委員児童委員教室）として活用している状況にある。

このテキストの活用の幅をさらに広げるために、活動指針と連動した構成に改訂し、委員のよるワークショップの実施並びに活動指針の普及啓発を図ることを提案したい。

（8）提案事項8「中堅民生委員児童委員教室事業の新たな展開について」

貴連盟では、既存事業である中堅民生委員児童委員教室事業（以下、「中堅教室」）について、コロナ禍を契機に、地方開催の継続可能性の検討並びに新たなプログラム開発に取り組んでいる。本委員会の前身である「民生委員児童委員研修のあり方検討委員会」の答申においては、参加年齢要件の緩和、主体的で意図のある参加の徹底などを提言した経過がある。

貴連盟の現在の取り組みにおいて、提言内容の履行は元より、2種類のプログラム（リーダー養成型、ファシリテーター養成型）を開発し体系的にその取り組みを進め、かつ懸案事項であった事業のコスト高も解消している点について高く評価したい。

この中堅教室は、次代のリーダー候補を養成することを大きなねらいとしたプログラムである。本委員会委員である鳥居一頼はファシリテーター養成型、篠原辰二はリーダー養成型の講師としてそれぞれ関わっており、各現場で参加した委員の変化や、取り組みの効果を実感しているところであるが、その実践の中で新たな可能性に関する気づきがあった。

それは、ファシリテーター養成型のプログラムを、定例会運営のスキルトレーニングと位置づけ、現職の会長および副会長を対象に研修を実施することである。実際に、ある市町村民児協担当者から、現職の会長、副会長を対象にした実施に関して打診があったとの報告も受けている。近年のなり手不足の問題は、委員の構成にも大きく影響しており、就任2期目で副会長の要職に就く事例も少なくない。

以上のことから、中堅教室の枠組みにとらわれず、現在実施しているファシリテーター養成型のプログラムについて、現職の会長、副会長を対象としたプログラムとしても試行実施することについて提案したい。

5. 参 考：令和5年度中間答申の内容（令和5年7月26日提出）

（1）提案事項1「民児協事務局職員研修会の継続実施について」

民児協事務局職員を対象とした研修実施の必要性については、令和3年1月22日、本委員会の前身である「民生委員児童委員の研修のあり方に関する検討委員会」（以下、「前身の検討委員会」）が道民児連会長（以下、「貴連盟会長」）に対して答申した事項である。

本委員会においては、今年度4月に開催した民児協事務局担当職員を対象とした研修会の概要ならびに参加者アンケートの結果について、その報告を貴連盟より受けたところである。

参加者総数93名のうち回答率は62.4%であるが、各プログラムは極めて高い評価を示したことから、対象となる職員が求めていた研修ニーズに見事にマッチングしたものと考察される。

答申したことにより、民児協の下支えする職員の問題意識や責務を明らかにする機会が実現し、研修事業の継続へのさらなる機運と改善が求められている声と併せて、貴連盟への信頼度も期待も高まっている事実を指摘しておきたい。

事業の継続実施は必然であり、さらに発展として行政所管部署へのアプローチも含めた民児協の組織運営強化の取り組みとして、本委員会の諮問（1）に該当する事案である。

以上のことから、本委員会としても、民児協事務及び行政所管部署の担当者を対象とした「民児協事務局職員研修会」を次年度以降も継続実施することを提案したい。

(2) 提案事項2「北海道民生委員児童委員活動スタイルの改訂について」

貴連盟が調査した「令和4年度コロナ禍における民生委員児童委員活動実態調査」の結果や、コロナ禍での各民児協での活動の動態や動向を総合的に判断するなかで、前身の検討委員会で提言した「北海道民生委員児童委員活動スタイル」の改定を余儀なくされた。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類指定感染症へと見直されたが、現在第9波の流行を伝えられている道内においても、感染症に対する警戒感から、特にマスクの着用については任意継続する意向が非常に強い現状にある。

しかしながら、国民の生活スタイルも徐々に変化していく中にあるのは、その状況に応じた活動スタイルへの対応も考慮されなければならない。

以上のことから、本委員会において、第2版となる「北海道民生委員児童委員活動スタイル」(以下、「新活動スタイル」)を作成したので、この改訂について検討いただきたい。

ただし、時勢は急激に変化しており、今回示した新活動スタイルが実態にマッチしなくなる可能性を常に念頭に置きながら、以下の点についても留意していただきたい。

【留意点】

- ①今後も開催する各種事業において、マスクの着用やオンライン配信継続実施についてアンケート調査を実施し、時系列的な動向の把握に努め、新活動スタイル改訂のタイミングを計ること。
- ②現在進捗している「市町村民生委員児童委員協議会等基本調査」の結果から、新活動スタイル改訂、または廃止、あるいは名称変更のうえ別な趣旨の指針に変更する(広い意味での感染症への対策と対応)など、抜本的な検証を行うことを視野に入れること。

(3) 提案事項3「北海道民生委員児童委員災害時活動指針の改訂について」

本来であれば、前身の検討委員会において、原案を作成し貴連盟会長に答申すべきところであるが、全国民生委員児童委員連合会が策定する「民生委員・児童委員災害時要援護者支援活動に関する指針」(以下、「全国災害指針」)の改訂作業の遅れから、誠に遺憾ながら、期間内に貴連盟の「北海道民生委員児童委員災害時活動指針」の改訂に着手することができなかったことをご容赦いただきたい。

北海道民生委員児童委員災害時活動指針(以下、「道災害指針」)の改訂に関しては、現行の本委員会の「支え合う民児協づくり」に深くかかわることから、貴連盟事務局から提出された道災害指針の改訂案を、本委員会においてその内容を精査したところである。

結果、防災基本計画の修正および全国災害指針の改訂内容もしっかり反映されており、全道の民生委員児童委員に対して示す指針としては適切であると判断し答申する。

なお、内容は民生委員のみならず、広く地域住民や自治会・町内会活動とも深く連動すべきものであり、防災・減災に関わる研修においてはテキストとして活用し、普及啓発に努めていただきたい。